

誓約・同意事項

私は、大網白里市中小企業等経営支援金(以下「支援金」という。)の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約し、又は同意します。この誓約に反したことにより、当該支援金を返還することとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 大網白里市中小企業等経営支援金交付要綱第2条第1項各号の交付対象者の要件に全て該当します。
- (2) 交付対象者の要件の該当性等を審査するため、大網白里市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
- (4) この申請書は、大網白里市において交付決定をした後は、支援金の請求書として取り扱うことに同意します。
- (5) 大網白里市が交付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、大網白里市が申請者に連絡・確認できない場合には、大網白里市は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (6) 支援金の交付後、第8条の規定により交付決定を取り消された場合には、交付を受けた支援金を返還します。

(7) 次のいずれにも該当しません。また、役員等も次のいずれにも該当しません。

・暴力団員

・次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 大網白里市暴力団排除条例の趣旨に基づき、大網白里市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察本部又は管轄警察署に照会します。

年 月 日

大網白里市長 様

【誓約者(申請者)】

住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者職氏名)

印

※ 署名する場合は、押印を省略できます。